

人 口	78,413	(71 減)
男	39,154	(40 減)
女	39,259	(31 減)
世帯数	38,029	(44 減)

◎発行 / 東京都狛江市 ◎編集 / 総務部情報課
〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 ☎(3430)1111
ホームページアドレス <http://www.city.komae.tokyo.jp>

今年のテーマは「狛江とのつながり~priceless~」

新成人の皆さん
成人式にご参加ください



私たちが企画しています

昭和60年4月2日から昭和61年4月1日生まれの方を対象に成人式を開催します(案内状は1月1日にお届けします)。今年も新成人で企画実行委員会を発足し、盛りだくさんの企画を立てています。
なお、参加を希望する市外在住の方をご存じの方はご連絡ください。
(日時)平成18年1月9日(祝)午前11時から午後2時まで
(会場)エコルマホール
※市内の小・中学校でお世話になった先生をお招きしたい方は、連絡先をお知らせくだされば主催者から招待します。
(問い合わせ) 社会教育課

成人式企画実行委員長の川合輝幸さんから新成人の皆さんへ



広報こまえをご覧の皆さんこんにちは。

狛江市成人式企画実行委員長の川合輝幸です。

私たちが成人式企画実行委員会は7人で活動しています。20歳を迎える一生に一度の成人式を成功させるために、少ない人数ですが日々会議を重ねています。

最初はなかなか意見も出ず、「本当に成人式は成功するのか」と行き詰まった時もありましたが、最近ではまとまりも出てきて、良い案や意見がたくさん交換されるようになりました。

そういった話し合いの中で、今回の成人式のテーマは「狛江とのつながり~priceless~」ということになりました。

本当の意味で子どもから大人へとなるこの時に、もう一度狛江とのつながりを考えてみようということで、このテーマに決まりました。

成人式当日に行われるアトラクションや賞品も「つながり」を意識したものです。参加する皆さんを退屈させずに満足させるような内容です。

最後に成人式企画実行委員会からお願いがあります。それは、今回の成人式に参加したことによって「これから私たちは自立していかなければならない」、また、「狛江に恥じない、日本に恥じない大人になる」といった自覚が芽生えて欲しい、またそうなってくれたら、私たちも嬉しいです。

そして、その根底には「狛江とのつながり」があるということを忘れないでください。

わが街を みんなで守ろう 年の暮れ

年末年始の
交通安全・防犯にご協力を

年末となり、交通事故・犯罪被害の増加が予想されます。お酒を飲む機会も多くなり、「このくらいなら」と車を運転する事例が多く見受けられ、事故が発生しています。
交通安全と防犯にご協力をお願いします。
[問い合わせ] 調布警察署 ☎0424(88)0110

交通安全対策

交通安全対策

■交通事故を防止するために(市内では11月までに1件1人の死亡事故が発生)交通安全は止まって確かめることが大切です。

夕暮れ時には、早めにライトを点灯しましょう。

外出時は明るい色の服装や反射材を身に付けて、ドライバードライバーに自分の存在をアピールしましょう。

■高齢者の交通事故防止
信号を守る、横断歩道を渡るなど、交通ルールを守りましょう。

高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、「高齢

防犯対策

■空き巣被害(市内では11月までに107件発生)

市内では、「ガラス破り」による空き巣狙いの被害が多発しています。居間など侵入しやすい場所の窓ガラスを割り、そこから手を入れて、鍵を開けて侵入します。

(防止方法)

補助錠を窓枠に1箇所以上取り付け。
市販の防犯フィルムを貼るなどガラスを割れにくくする。

■ひったくり被害(市内では11月までに23件発生)

通勤等で駅から自転車や徒歩で帰る途中の方、特に女性や高齢者を狙い、後方からオートバイや自転車に近づいて、バッグを

者への思いやり」を持った運転を心がけましょう。

■二輪車の交通事故防止
スピードは控えめに。急な車線変更は大変危険です。

交差点ではほかの交通の動きに十分注意しましょう。

■違法駐車対策の推進
違法駐車は交通の安全を阻害し、交通渋滞・公害の発生源となります。短時間でも必ずパーキング・メーターや駐車場を利用しましょう。

ひったくり
ます。

(防止方法)

ハンド
バッグ等の
所持品は壁
側に持つか、
胸にしっかりと抱かえる、たすき掛けにする
など、持ち方に気をつける。

ひったくりは、オートバイ・自転車に追いつく時にひったくるケースがほとんどです。後方からのオートバイの音には、立ち止まって振り返り確認するなど警戒する。

自転車のかごには、ひったくり防止ネット(カバー)等をつける。



施 設 等		12月					1月					備 考
		27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	
		火	水	木	金	土	祝	休	火	水	木	
窓口業務等	市 役 所											■は施設等の休みの期間です。
	保 健 セ ン タ ー											
	障 害 者 福 祉 セ ン タ ー											12 月 29 日(木)から 1 月 3 日(火)までは、休日診療のみ実施しています。
	老 人 福 祉 セ ン タ ー											
	高 齢 者 在 宅 サ ー ビ ス セ ン タ ー											
	ピ ン ・ 缶 リ サ イ ク ル セ ン タ ー											ごみの収集については、下記「年末年始のごみ情報」参照
所・児童館等	水 道 課											料金の収納精算、水道栓の開閉なども休みます。
	市 立 保 育 園											
	学 童 保 育 所											12 月 28 日(水)は午後 5 時から休所します。
	和 泉 児 童 館											
図書館等	岩 戸 児 童 セ ン タ ー											
	中 央 公 民 館											
	西 河 原 公 民 館											
	中 央 図 書 館											
スポーツ施設等	地 域 ・ 地 区 セ ン タ ー											
	市 民 総 合 体 育 館											3 月分の抽選日は 1 月 10 日(火)です。12 月 28 日(水)および 1 月 4 日(水)は受付事務はできます（12 月 28 日(水)は券売機の利用はできません）。
	西 和 泉 体 育 館											3 月分の抽選日は 1 月 10 日(火)です。
	市 民 テ ニ ス コ ー ト											
	市 民 グ ラ ン ド											3 月分の抽選日は 1 月 10 日(火)です。12 月 29 日(木)から 1 月 3 日(火)までの午前 10 時から午後 4 時までの時間帯は、グラウンドを個人開放します。
	グランド・ふれあい広場											3 月分の抽選日は 1 月 10 日(火)です。
	む い か ら 民 家 園											1 月 1 日(祝)は開園します。

年末年始のごみ情報

年末年始のごみ収集は、ごみカレンダーのとおりです。ごみカレンダーは、ピン・缶リサイクルセンターまたは市民課にあります。
〔植木せん定枝収集の申し込み〕せん定した枝の年内収集の受け付けは 12 月 26 日(月)までです。27 日(火)・28 日(水)受け付け分は、平成 18 年 1 月 6 日(金)の収集となります。
〔問い合わせ〕清掃課

小児初期救急
平日夜間診療

〔診療日〕月・火・木・金曜日
〔当院の休診日は除く〕
〔受付時間〕午後 7 時～9 時 30 分
〔対象〕15 歳以下の急病のお子さん
事前に電話してから受診してください。
○慈恵第三病院内「狛江・調布小児初期救急平日準夜間診療室」☎（3488）2061

休 日 診 療

〔診療日〕18 日・23 日・25 日・29 日・30 日・31 日・平成 18 年 1 月 1 日・2 日・3 日・4 日
〔受付時間〕午前 9 時～11 時 30 分・午後 1 時～4 時 30 分
〔会場〕あいとびあセンター
○休日応急診療所
☎（3488）9121
○休日歯科応急診療所
☎（3488）9171
○休日診療薬局
☎（3488）1519

24 時間
医療機関案内

○狛江消防署
☎（3480）0119
○ひまわり
☎（5272）0303
インターネットhttp://www.himawari.metro.tokyo.jp/

住居表示街区案内図へ
掲載する広告を募集します

市の財源確保および地元企業等の活性化等を図るため、「住居表示街区案内図」へ掲載する広告を募集します。
詳しくは市役所で配布している募集案内・市ホームページをご覧ください。
〔申し込み・問い合わせ〕平成 18 年 1 月 16 日(月)までに市民課へ。

掲載場所
東和泉一丁目 23 番
駒井町一丁目 7 番
両方に申し込むことも可

掲載期間
平成 18 年 3 月 1 日から 1 年間

広告の大きさ
広告面積は 0・32㎡以下でスペース板内に収まるもの（右下図参照）

掲載料
5 万円（年額）

提出書類
狛江市住居表示街区案内図広告掲載申込書（市ホームページからダウンロードできます）
広告原稿または内容が分かるもの

掲載できない広告
法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
政治・宗教・意見広告および個人宣伝に係るもの
美観風致を害するおそれがあるもの
公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
その他掲載する広告として適

掲載イメージ
住居表示街区案内図
狛江市役所
広告スペース板 30cm
140cm

掲載順位
①公共的団体およびそれに類する者の広告
②私企業のうち公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有する者の広告
③②に掲げる者以外の私企業および自営業で、市内に事業所を有する者の広告
④その他掲載する広告として適当であると市長が認める者の広告

注意事項
同順位の場合は、抽選となります。
広告掲載にあたっては、掲載料のほか、東京都屋外広告物条例に基づく都知事の許可申請手続きおよび手数料（210 円）が別途必要となります。
広告の作成・取り付け・撤去に要する経費は、広告主の負担になります。また、広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うこととします。

行政けいじばん

市税・介護保険料の納付
および相談窓口

日曜窓口

〔日時〕12月25日(日)午前8時30
分から午後5時まで

夜間窓口

〔日時〕12月15日(木)・22日(木)午
後8時まで

〔会場〕収納課

なお、平成17年度固定資産税・
都市計画税(第3期分)、国民健
康保険税(第6期分)、介護保険
料(第6期分)は、12月26日(月)
までに納めてください。
納付は便利で納め忘れのない
口座振替をご利用ください。
〔問い合わせ〕収納課

「昔はね、みんなが持つ
てたマイバッグ」にお買
い物にはマイバッグを
お忘れなく

10月5日(水)に実施した「狛江
マイバッグまつり」の中でマイ
バッグ利用推進標語のコンテス
トを実施しました。

作品は全部で32点(24人)の
応募があり、投票の結果、梅木
勝子さんの「昔はね、みんなが
持ってたマイバッグ」が最優秀
賞に選ばれました。

レジ袋の使用を削減し、さら
なるごみ減量を実現させるため
にお買い物の際にはマイバッグ
をお持ちください。

平成17年度技能・農業功労者を表彰

平成17年度狛江市技能・農
業功労者表彰式が、11月23日
(祝)に市役所で行われ、次の
方々が表彰されました。なお、
農業功労者表彰の該当はあり
ませんでした。

〔対象〕長年市内で技能の研
さんに励み、ほかの技能者の
模範と認められる方
(写真前列右から)

佐藤英一さん(駒井町三丁
目在住・農土木技能)
唐沢明壽さん(駒井町三丁
目在住・大工技能)
大久保義信さん(中和泉一
丁目在住・管工事業技能)
(写真後列右から)



〔問い合わせ〕秘書広聴課

マイバッグは、清掃課で1個
300円で販売しているほか、
市内各スーパーでも販売してい
ます。

〔問い合わせ〕狛江市消費者団
体連絡会事務局(産業生活課)

多摩川衛生組合環境報告
書2005ができました

市内のごみを焼却している多
摩川衛生組合で、報告書をまと
めました。

多摩川衛生組合のホームペー
ジ(<http://www4.ocn.ne.jp/~tamagawa/>)からご覧ください。

〔問い合わせ〕清掃課

会社などを退職したとき
は国民年金の手続きをお
忘れなく

20歳以上60歳未満で会社など
を退職する方は、国民年金第2
号被保険者(厚生年金加入者)
から国民年金第1号被保険者に
変わります。

この場合、変更加入手続き
を保険年金課で行ってください。
ただし、退職後、厚生年金保
険の被保険者または共済組合加
入員の被扶養配偶者となる方は、
国民年金の第3号被保険者とな
りますので、配偶者の勤務先を
通じて手続きが必要となります。

〔問い合わせ〕府中社会保険事
務所 042(361)1011

年金を受けている方は現
況届の提出を忘れずに

現況届のはがきは、年金を受
ける権利の有無を確認するため
に、毎年誕生月に社会保険庁社

会保険業務センターから郵送し
ています。

郵送された現況届に必要な事項
(住所・氏名)を記入のうえ、

誕生月の末日までに、社会保険
庁社会保険業務センターへ必ず
到着するように提出してくださ
い。

もし、現況届の提出が遅れま
すと、年金の支払いが一時停止
することもありますので、ご注
意ください。

なお、郵送される現況届には、
個人情報保護を目的とした目隠
しシールを同封しておりますの
で、社会保険庁社会保険業務セ
ンターへ提出する際に、ご利用
ください。

〔問い合わせ〕府中社会保険事
務所 042(361)1011

携帯電話やパソコンから
でも国民年金保険料が納
められます

国民年金保険料は、納付窓口
(全国の銀行、郵便局、コンビニ
エンスストア)や口座振替以
外に、携帯電話やパソコンから
でも保険料を納付できます。

利用される金融機関とモバイ
ルバンキングやインターネット
バンキングの契約をしていただ
き、お手元に納付書を準備するだけ
で、金融機関等に行かずに保険
料が納付できます。

モバイルバンキング・イン
ターネットバンキング等の詳し
い内容につきましては、金融機
関へお問い合わせください。

〔問い合わせ〕府中社会保険事
務所 042(361)1011

平成18年度から国民年金
保険料の免除申請が簡略
化されます

これまで、国民年金保険料の
免除や納付猶予の承認を受ける
場合は、毎年申請する必要があ
りましたが、平成18年度からは、
申請書の提出を省略できること
になりました。

対象となるのは、今年度、全
額免除または若年者納付猶予制
度の承認を受け、翌年度以降も
引き続いて、免除の申請を希望
する方です(失業または災害を
事由とする特例承認は除く)。

ただし、毎年全額免除や納付
猶予に該当するか要件審査を行
い、審査の結果、却下となるこ
ともあります。

〔問い合わせ〕府中社会保険事
務所 042(361)1011

審議会等の公開

第172回東京都都市計画審
議会

〔日時〕平成18年2月10日(金)午
後1時30分から

〔会場〕都庁特別会議室
事前抽選により15人まで傍聴
可。審議案件の照会は、都ホー
ムページ(<http://www.metro.tokyo.jp>)をご覧ください。

〔申し込み・問い合わせ〕往復
はがきに住所・氏名・電話番号
を記入のうえ、平成18年1月20
日(金)(消印有効)までに〒16
3-8001東京都都市整備局
都市計画課 05388)3225へ。

12月1日から住民基本台帳の
閲覧請求が変わりました

6月1日に「狛江市住民基
本台帳の一部の写しの閲覧に
関する規則」を制定し、市民
の皆さんの個人情報保護す
ることもに不当な閲覧請求の
抑止を図ってきましたが、最
近の個人情報保護に対する意
識の高まりや社会情勢の変化
などから、住民基本台帳法の
「不当な目的での閲覧請求」
をより制限し、不当な目的に
使用されるおそれがある場合
などには閲覧の請求を拒むこ
ととしました。

■閲覧請求ができないもの
ダイレクトメールその他こ
れに類似するものの送付を目
的とするもの
戸別訪問を目的とするもの
閲覧により知り得た事項に
より名簿その他これに類する
ものを作成し、これを頒布し、
または販売するおそれがある
と認められるもの
■閲覧請求ができるもの
国または地方公共団体の職
員が職務上行う請求
報道機関が報道の用に供す
るために行う請求
大学などの学術研究機関等
が学術研究の用に供するため
に行う公益上必要と認められ
る請求
〔問い合わせ〕市民課

ちかちゅーからのお知らせ

狛江駅北口地下駐車場(ち
かちゅー)では、回数券(2
00円券)を新型の券にお取
り換えしています。回数券を
お持ちの方は早めにご持参く
ださい。

〔取換期間〕12月31日(土)まで
プリペイドカード・駐車サ
ービス券を販売中

■プリペイドカード
3,000円カード(3,
400円相当分)
5,000円カード(6,
000円相当分)

■駐車サービス券
1,000円(100円券



〔問い合わせ〕計画課または
狛江駅北口地下駐車場管理人
室 03488)7785

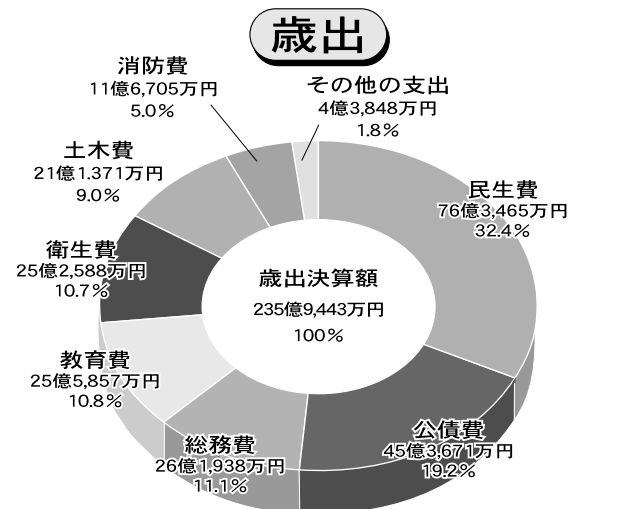
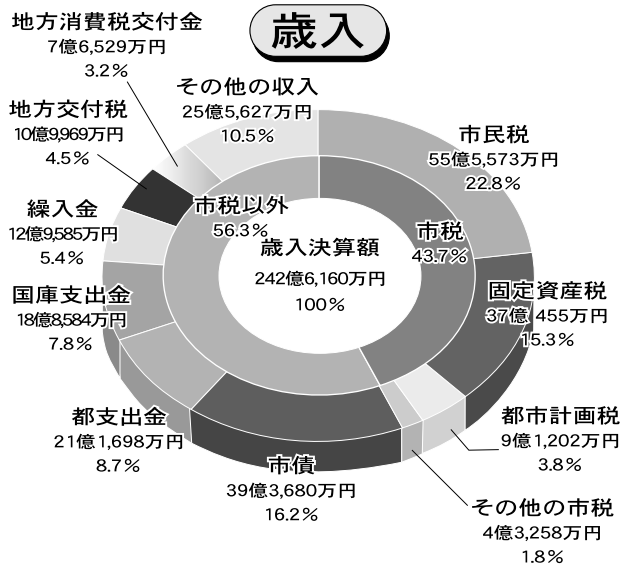
平成 16 年度 決算の概況

対前年度比 歳入 6.1%増 歳出 5.9%増

主 な 事 業

施策名	事 業 名
市 街 地 の 道 路 基 盤 づ く り	道路新設改良費 調布都市計画道路 3・4・4 号線整備費（第一工区） 調布都市計画道路 3・4・16 号線整備費（岩戸北）
計 画 的 な 土 地 利 用	都市計画審議会関係費 協働まちづくり関係費
水 と 緑 の 環 境 づ く り	環境学習 生け垣造成補助 都市公園維持管理費 前原公園整備費
安 全 で 便 利 な 生 活 環 境 づ く り	交通安全施設整備費 放置自転車一斉一掃事業 消防施設整備費 災害対策関係費
循 環 型 社 会 づ く り	水辺の楽校推進 ごみ減量対策費 雨水浸透ます設置（公共下水道） 配水設備整備費（上水道）
健 康 な 生 活 環 境 の 基 盤 づ く り	健康診査 定期予防接種 健康増進 休日診療所等関係費
豊 か な 福 祉 環 境 づ く り	福祉サービス総合支援事業 介護保険導入に伴う一部負担軽減 地域福祉推進事業補助
誰 も が 安 心 し て 生 き 生 き と 暮 ら せ る 福 祉 の 展 開	福祉バス運行事業 高齢者給食サービス 乳幼児医療費助成 ファミリーサポート事業費
生 涯 学 習 環 境 づ く り	教育研究所関係費 統廃合関係費 こまえ市民大学 市民健康レクリエーション ふるさと交流推進事業関係費
ふ れ あ い の 文 化 ・ コ ミ ュ ニ ティ 環 境 づ く り	古民家園管理運営費 コミュニティ活動活性化助成 NPO情報誌関係費
互 い に 知 り 合 っ て 暮 ら せ る 環 境 づ く り	国際化推進 男女平等施策推進 勤労者互助会関係費
地 域 産 業 の 振 興	農業振興関係費 市民農園関係費
市 民 の 消 費 生 活	新・元気をだせ！商店街事業費補助 消費経済対策費

一般会計決算の状況



平成 16 年度の決算がまとまり、9 月開催の市議会第 3 回定例会に提出しました。

16 年度の主な事業は表のとおりで、各会計決算の概況は次のとおりです。

■ 一般会計

歳入歳出決算額の内訳は、表（各会計決算の状況）および図（一般会計決算の状況）のとおりで、歳入決算額は、242 億 6 ,160 万円となりました。これを前年度と比較すると、13 億 9 ,868 万円(6 .1 %)の増となっています。歳入の主なものは市税が最も多く、全体の 43 .7 %を占め、次いで、市債、都支出金、国庫支出金の順になっています。

また、歳出決算額は 235 億 9 ,443 万円で、前年度と比較して 13 億 451 万円(5 .9 %)の増となり、民生費が 32 .4 %を占めて一番多く、次いで公債費、総務費、教育費の順になっています。

■ 特別会計

各特別会計の歳入歳出決算額は、表（各会計決算の状況）のとおりです。

特別会計全体の決算額は、歳入が 173 億 2 ,455 万円、歳出が 176 億 908 万円となっています。歳出で介護保険が 12 .8 %、国民健康保険が 9 .3 %、老人保健医療が 1 .9 %の増となっており、公共下水道が 2 .0 %、駐車場事業が 9 .8 %、受託水道事業が 11 .5 %の減となっています。

〔問い合わせ〕企画経営室

各 会 計 決 算 の 状 況

（単位：万円、％）

区分 会計名	歳 入			歳 出		
	決 算 額	対前年度 金 額	増 減 率	決 算 額	対前年度 金 額	増 減 率
一 般 会 計	242 億 6,160	13 億 9,868	6.1	235 億 9,443	13 億 451	5.9
特 別 会 計 合 計	173 億 2,455	8 億 7,948	5.3	176 億 908	8 億 8,195	5.3
国民健康保険特別会計	61 億 8,331	5 億 25	8.8	65 億 6,087	5 億 5,872	9.3
老人保健医療特別会計	55 億 3,930	2 億 943	3.9	55 億 3,958	1 億 300	1.9
介護保険特別会計	31 億 1,270	2 億 7,920	9.9	30 億 7,145	3 億 4,838	12.8
公共下水道特別会計	17 億 5,493	1,522	0.9	17 億 287	3,397	2.0
駐車場事業特別会計	6,974	760	9.8	6,974	760	9.8
受託水道事業特別会計	6 億 6,457	8,658	11.5	6 億 6,457	8,658	11.5
合 計	415 億 8,615	22 億 7,816	5.8	412 億 351	21 億 8,646	5.6

「財政のあらまし（平成 16 年度決算）」を発行しました

市民の皆さんに市の財政状況を分かりやすく、充実した内容で紹介するために、「財政のあらまし（平成 16 年度決算）」を発行しました。

財政指標も参考資料を充実させ、新たな財務諸表としてのバランスシート、行政コスト計算書も掲載しています。

企画経営室で 1 部 80 円で販売しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

〔問い合わせ〕企画経営室

平成 18 年 1 月 1 日からの新しい親医療証は、今月下旬にお送りします。1 月 1 日以降に診療を受けるときは、必ず新しい親医療証と健康保険証と一緒に医療機関の窓口へ提出してください。有効期間の過ぎた親医療証は、保険年金課へご返却ください（郵送可）。

〔交付される方〕有効期間が 12 月 31 日までの親医療証をお持ちで、平成 16 年中の所得が別表の所得制限基準額未満の方です。ただし、現況届が未提出の方は、提出後の交付になります

■ひとり親家庭等医療費助成制度とは

18 歳に達した年度末までの児童（一定の障がいがある児童の場合は 20 歳到達前まで）が、次の受給要件のいずれかに該当するとき、その児童と父または母または養育者（父母以外の方が養育しているとき）の医療費の自己負担分を助成するものです。

〔受給要件〕 父母が離婚した児童 父または母が死亡した児童 父または母が重度の障がいをもつ児童 父または母が生死不明である児童 父または母に 1 年以上遺棄されている児童 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている児童 母が婚姻によらないで出生し父から援助されていない児童

このほか、市内に住所を有し、健康保険に加入しており、平成 16 年中の世帯の所得が下表の所得制限基準額未満であることも

ひとり親家庭等医療証 （親医療証）が新しくなります

必要になります。

単身の異性が同居所地に居住している場合（ただし、単身の異性が、直系血族および兄弟姉妹等扶養義務者にあたる場合を除く）や離婚は成立したが、元配偶者が同居所地に居住している場合は、ひとり親家庭として認定できませんのでご注意ください。

〔申請に必要なもの〕健康保険証 印鑑（朱肉を使用するもの） 児童扶養手当証書（交付されている方） 平成 17 年 1 月 1 日の住所地の区市町村長が発行した「平成 17 年度住民税課税証明書」（総所得額・控除額・扶養人数等が記載されているもの）（平成 17 年 1 月 2 日以降市内に転入した方）

各要件により異なった添付書類が必要になりますので、詳細はお問い合わせください。

所得から控除できるもの

1. 雑損
2. 医療費
3. 障害者・特別障害者
4. 社会保険料（一律 80,000 円）
5. 小規模企業共済等掛金
6. 老年者
7. 寡婦（夫）特別寡婦（父・母を除く）
8. 配偶者特別
9. 勤労学生

■ 所得制限基準額		
扶養者の数	申請者本人	扶養義務者
0 人	1,920,000 円	2,360,000 円
1 人	2,300,000 円	2,740,000 円
2 人	2,680,000 円	3,120,000 円
3 人	3,060,000 円	3,500,000 円
4 人	3,440,000 円	3,880,000 円

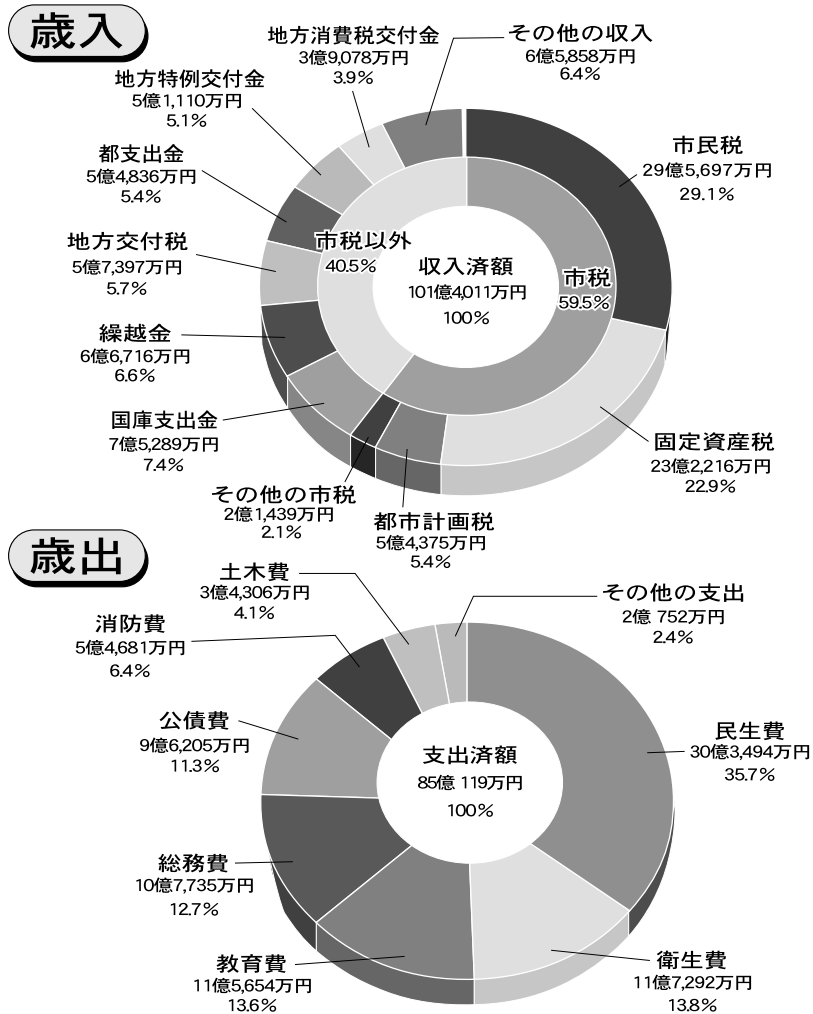
扶養義務者とは、申請者と同居している直系血族（祖父母・父母・子・孫）・兄弟姉妹のことです。

（問い合わせ）保険年金課

平成 17 年度 上半期の財政状況

一般会計予算現額 216 億 2,089 万円

一般会計予算執行済額の内訳



市の財政の実態を、市民の皆さんに広く正しく理解していただくため、年 2 回（6 月と 12 月）財政状況をお知らせしています。

今回は、平成 17 年度上半期（平成 17 年 9 月 30 日現在）の財政状況についてお知らせします。

■一般会計

17 年度の当初予算額は 212 億 7,600 万円でしたが、その後 3 回の補正により 3 億 495 万円を増額して、繰越事業分の 3,994 万円を含めた予算現額は 216 億 2,089 万円となっています。

これを歳入と歳出に分けると、その内訳は表（各会計予算の執行状況）および図（一般会計予算執行済額の内訳）のとおりです。

収入済額は 101 億 4,011 万円で、予算現額に対し 46.9% の収入率になっています。収入の主なものは、市税が最も多く、収入済額全体の 59.5% を占め、次いで、国庫支出金、繰越金、地方交付税の順になっています。

また、支出済額は 85 億 119 万円で、予算現額に対し 39.3% の支出率になっています。支出の主なものは、民生費が最も多く、支出済額全体の 35.7% を占め、次いで、衛生費、教育費、総務費、公債費、消防費の順になっています。

■特別会計

17 年度の各特別会計予算の執行状況は、表（各会計予算の執行状況）のとおりです。

〔問い合わせ〕企画経営室

市有財産

土地	322,090 ㎡
建物	127,877 ㎡
基金	

(1) 財政調整基金	4,332 万円
(2) 減債基金	1,069 万円
(3) 清掃施設建設基金	1,417 万円
(4) 保健福祉施設等建設基金	1,549 万円
(5) 都市整備事業基金	302 万円
(6) 博物館建設基金	9,279 万円
(7) 緑化基金	632 万円
(8) 図書館建設基金	2,048 万円
(9) 土地開発基金	2,030 万円
現金	1 万円
土地	2,029 万円
(10) 国民健康保険高額療養費資金貸付基金	400 万円
現金	400 万円
貸付金	0 万円
(11) 国民健康保険事業運営基金	51 万円
(12) 介護保険給付費準備基金	1 億 9,453 万円

各会計予算の執行状況

（単位：万円、％）

会計名	区分	歳入・歳出 予算現額	収入済額	支出済額	収入率	支出率
一般会計		216 億 2,089	101 億 4,011	85 億 119	46.9	39.3
特別会計合計		186 億 9,363	63 億 9,508	76 億 1,037	34.2	40.7
国民健康保険特別会計		72 億 510	22 億 8,835	31 億 2,768	31.8	43.4
老人保健医療特別会計		51 億 7,032	21 億 9,855	23 億 5,963	42.5	45.6
介護保険特別会計		32 億 486	12 億 1,842	13 億 1,148	38.0	40.9
公共下水道特別会計		23 億 173	4 億 7,184	6 億 551	20.5	26.3
駐車場事業特別会計		7,102	854	3,363	12.0	47.4
受託水道事業特別会計		7 億 4,060	2 億 938	1 億 7,244	28.3	23.3
合計		403 億 1,452	165 億 3,519	161 億 1,156	41.0	40.0

■償却資産の例示

資産の種類	課税客体
構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、内装、外装、庭園、その他土地に定着する土木設備等
機械および装置	旋盤、ボール盤、プレス機、モーター、ポンプ、工作機械、建設機械、印刷機、ボイラ装置、科学機械、コンベアー、医療機械、その他物品の製造・加工等に使用する機械および装置等
船舶	ボート、釣船、貨物船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両および運搬具	フォークリフト、構内運搬車、自転車、大型特殊自動車、ロードローラー、ブルドーザー、パワーショベル、タイヤローラー等（ただし、自動車税、軽自動車税が課税されるものは除く）
工具・器具および備品	机、椅子、計算機、測定工具、検定工具、応接セット、陳列ケース、ロッカー、医療用機器、理容・美容機器、金庫、タイプライター、自動販売機、冷蔵庫、テレビ、クーラー、その他各種工具および備品等

アパート、駐車場等を経営している場合、土地・家屋以外の資産（エアコン、外溝、塀、アスファルト舗装、砂利敷、フェンス等）は、償却資産に該当します。

土地・家屋以外で事業（工場・事務所・店舗・アパート・駐車場等）の用に供することができ、償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在に所有する償却資産を法人・個人を問わず所定の申告をすることになっています。

申告書の提出期限は、平成 18 年 1 月 31 日（火）です。初めて申告へ。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店・アパート等を経営している方が所有する構築物・機械装置・工具・器具・備品等の事業用資産で、法人税または所得税で減価償却の対象となる資産です。

（提出先・問い合わせ）課税課

償却資産申告（平成 18 年度申告用）

のお願い

する方は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

平成 17 年工業統計調査にご協力を

平成 17 年工業統計調査を 12 月 31 日現在で行います。調査をお願いする製造事業所

には、12 月から平成 18 年 1 月にかけて調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密は保護されますので、ありのままの記入をお願いします。

（問い合わせ）総務防災課

健康と衛生

教室
Health

健康診査

Health

■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕平成18年1月16日(月)受付時間は午後1時～1時30分

〔会場〕あいとびあセンター(対象)平成16年6月生まれの幼児

〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っているお子さんの歯ブラシ 対象者には個別に問診票を送付します。

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

■3歳児健康診査

〔日時〕平成18年1月12日(木)受付時間は午後1時～1時30分

〔会場〕あいとびあセンター(対象)平成14年12月生まれの幼児

〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証 対象者には個別に問診票を送付します。

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

予防接種

Health

■BCG接種

〔日時〕平成18年1月17日(火)受付時間は午前10時～10時30分

〔会場〕あいとびあセンター(対

■ママ・パパ学級

現在第1子妊娠中の母さん・お父さんのための講座です。

妊娠中の生活、出産、育児について学びながら友だちづくりをしませんか。

診察のない方はお問い合わせください。

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

〔申し込み・問い合わせ〕健康課(3488)1181へ。

インフルエンザにご注意ください

今年はインフルエンザの流行が例年より早く報告されています。

インフルエンザは通常の風邪と違い全身症状が強く重症化することもあります。

流行前にワクチンを接種しましょう。完全に予防はできませんが重症化を防ぐことができます。

〔問い合わせ〕健康課(3488)1181

インフルエンザの予防は…

①流行時は人混みはさけましょう



②外出時にはマスクを利用し、帰宅時にはうがい、手洗いを忘れずにしましょう



③室内では加湿器などを使って、適度な湿度を保ちましょう



④日ごろからバランスよく栄養をとりましょう



⑤疲労や睡眠不足には注意しましょう



インフオご案内

催し

■古民家園のお正月

〔日時〕平成18年1月1日(祝)午前9時30分～午後4時30分(内容)すくろく、お手玉、羽根つき、こま、竹とんぼなど昔の遊びを用意しています。午後零時30分ごろ、猪方ばやし保存会の皆さんによる「お囃子・獅子舞」で新年を祝います。

〔問い合わせ〕むいから民家園(3489)8981(水・木曜日は休園です)

〔申し込み・問い合わせ〕障害者地域自立生活支援センター「サポート」(5438)3533、(3430)9779へ。

〔日時〕12月22日(木)午前9時から(会場)江ノ島駅前の三角広場

■お知らせ

〔問い合わせ〕産業生活課

〔日時〕平成18年度入学希望者の貸し付け(平成18年度入学希望者分)

〔貸付条件〕保護者が都内に居住していること(貸付額)20万円

〔無利子〕(返還方法)在学期間中に月賦、半年賦等で学校に返還

〔問い合わせ〕入学を希望する学校、(財)東京都私学財団(5206)7926

水道管が直接外気に触れない

水道管が直接外気に触れない

髪型 つつき

髪型 つつき

明治の末ごろまでは、ちゃん髷のように髪を結っていたおへんなし(変わり者)の老人も、村のなかにはいたそうですが、男はザンギリあたまがふつうでした。ザンギリには少し長めにしてなでつけるのと、短く刈るイ

ガグリあたまがありました。明治十八年に舶来刈込器械、西洋バリカンが入り、明治二十四年ごろからは安価な和製バリカンが出まわります。狛江などでも、明治三十年代、日露戦争後には、バリカンを自家用に置く家もみられるようになります。貸し借りも行われたそうです。大正の半ばごろからは、多くの家で使われています。

男子は子どもから大人まで、丸刈りが多くなっていました。昭和二年の小田急線開通後、移住者が増えると、坊ちゃん刈りの子どもが目立つようになりましたが、坊主あたまが大勢を占めています。親や年寄りが縁側などで、子どもたちの頭髪をバリカンで刈っている光景は、日常の暮らしのひとつでした。

子どもだけでなく、男衆の髪も上手に刈っていたという主婦もあります。バリカン以前は、さみで刈っていたころには、不ぞろいになるのをトラバサミ、イシダンとも。

戦時中、昭和十年代には大人の丸刈りの傾向は一層増します。が、そんな中でも小学校の先生や役場の職員などには七三に分ける髪型が、そして職人を中心に角刈りがみられました。

女の子は小学校二、三年を過ぎると、お嫁さんになるときは島田を結うんだから、髪を毛をのばすのだよ、と母や祖母などに言われたそうです。

「わたしは、髪を長くしておいて、娘のころはヒツツメにまめておいてね、島田を結うのもみんな自毛。今みたいに、かつらなんかなかったから」。

結婚してからは、正月やお祭りなどモノには、丸髷にしました。髪結いさんに行ったり、近所の器用なおばさんなどに結ってもらったりしたそうです。母親が銀行町(狛江銀座)で大正の半ばごろから昭和にかけて、しばらくの間、髪結いをしていたという人(明治31年生)から、次のようなことを聞いています。

「祝儀があるとな、丸髷にでも結おうかなんて。結うたって、さわざですよ。髷のところに掛けるきれ、手結がいろいろあるし、や付け毛買うんだなんて、けつこつかかるんですよ。わたしも丸髷に二回くらい、お母さんに結ってもらったかしら。あとは子どもが次々にできるし、あたまどこじゃなくからねえ」。

昭和になってからは、丸髷に結う人も少なくなりました。洋髷の流れをくむ手軽な束髷が、大正から昭和へと、主婦のふだんの髪型の一つになっています。明治・大正生まれの人たちの記憶の中の髪型は、聞いたことある行方不明、耳かくし等々。中島 恵子 (狛江市文化財専門委員)

セミナー

「のぞいてみよう！バイオの世界」～簡単なバイオの実験を体験してみませんか？平成17年度調布市・狛江市・東京都多摩消費生活センター共催商品テスト講座

〔日時〕平成18年1月19日(木)・26日(木)午後1時30分～4時(会場)調布市文化会館たづくり(内容)講師 19日(木)「フロッコリーのDNAを見てみよう」佐藤典子さん(日本ジユニアサイエンス研究所主任研究員) 26日(木)「この大豆は遺伝子組み換え食品？」沢木佐重子さん(コンシューマー技術教育研究会代表)〔定員〕各回先着9人(持ち物)筆記用具・タオル・エプロン いずれか1日のみの参加も可。

〔申し込み・問い合わせ〕産業生活課へ。
■フラワーアレンジメント教室「お正月の花」

〔日時〕12月25日(日)午後1時から〔定員〕先着20人(講師)田中美美子さん(参加費)2,000円(持ち物)花ばさみ・手拭きタオル・新聞紙・手掛け紙袋(大)〔申し込み・問い合わせ〕16日(金)午前9時から岩戸地域センター(3488)7040へ。

■視覚障がい者向けパソコン講師養成講座
〔日時〕平成18年1月14日・28日・2月4日・25日・3月11日・

25日(毎回土曜日・全6回)午前10時～午後1時 4回以上参加できる方(会場)あいとびあセンター(対象)市内在住・在勤者(定員)5人程度
〔申し込み・問い合わせ〕障害者地域自立生活支援センター「サポート」(5438)3533、FAX(3430)9779へ。

■子育て談話室

〔日時〕12月20日・27日・平成18年1月17日・24日(各火曜日)午前10時～正午(会場)あいとびあセンター(対象)幼児の保護者

〔問い合わせ〕コミュニティ・カレッジ狛江(5497)7786

■講演会「語りは心の絵画」語り伝える大切さ

〔日時〕平成18年2月6日(月)午後2時～3時30分(会場)府中グリーンプラザ(講師)平野啓

狛江市消防団が山梨県小菅村へ
あじさいを寄贈しました

12月4日(日)に狛江市消防団(鈴木一光団長)が山梨県小菅村へあじさいを1,000株寄贈しました。

狛江市消防団は、幹部研修を小菅村で行っており、その中で生まれた交流を通して、現在小菅村が推進している「花と緑の郷づくり」事業の一助になればとの思いで、記念碑とともに寄贈したものです。
〔問い合わせ〕総務防災課



小菅村消防団の方々と植樹しました

スポーツ

子さん(語り部)(定員)450人(多数抽選)
〔申し込み・問い合わせ〕1月10日(火)までに(消印有効)往復はがきの往信裏面に、講演会聴講希望・住所・氏名・年齢・電話番号を、返信表面にも住所・氏名を記入のうえ、〒183-0056府中市寿町1-5-1府中市役所多摩交流センター(042)335-0100へ。

■狛江駅北口・市民の会(景観デザイン等分科会)

〔日時〕12月22日(木)午後7時から(会場)中央公民館(問い合わせ)綱山(3480)6792

■第10回狛江レディースダブルス卓球大会

〔日時〕平成18年1月22日(日)午

2,400円(会員2,000円)
〔申し込み・問い合わせ〕申し込み用紙を平成18年1月3日(火)(必着)までに〒201-0003和泉本町3-13-5押見(3489)2030へ。

図書館

■狛江市バドミントン新春初打ち大会

〔日程〕平成18年1月15日(日)(会場)市民総合体育館(種目)混合ダブルス1・3部、壮年の部(45歳以上)(対象)市内在住・在学・在勤者

または市バドミントン協会登録会員(参加費)1ペア

上和泉地域センター

(3489)9101

■上和泉おはなし会〔日時〕19日(月)0歳からの部午後3時15分から 4歳からの部3時45分から(手話)赤鼻のトナカイ(絵本)くりすますのおはなし(紙芝居)こっさぎまじろのおはなし(パネルシアター)てぶくろ クリスマスプレゼントがあります。

子育て



和泉児童館

(3480)1441

■スポーツ大会「タスケ」〔日時〕12月21日(木)午後4時から(対象)小学生 1・2年生、3・4年生、5・6年生の学年別で行います。

岩戸児童センター

(3489)5414

■タスケチャンピオンズカップ〔日時〕12月21日(木)午後4時～5時(対象)小中学生・高校生

狛江子どもの家

(3488)1231

■園庭開放 在園児と一緒に遊びませんか。手あそびやリズムゆづぎ等も行います。子育ての悩み、離乳食等、何でもご相談をお受けします〔日時〕12月22日(木)午前10時～11時(雨天中止)



ごみ有料化に向けて みんなで目指そうごみ減量

第7回 前年度比23%の減量となりました
10月のごみ量がまとまり、収集時間にずれがありました

市民の皆さんのご協力により、平成16年10月と比較して23%の減量となりました。ありがとうございます。引き続き、ごみの分別と減量をお願いします。

■ごみの収集時間
ごみの収集は、出されているごみの量や道路状況等のさまざまな要因で収集時間が変化します。そのため、市の収集に出す場合は、収集日の当日午前8時までにしてください。

また、紙は種類によって収集車が違います。そのため、紙は種類によって収集車が変わります。また、紙は種類によって収集車が変わります。

第5回テーマ型まちづくり活動編
狛江市まちづくり条例には、市民によるまちづくりに関する発意を提案する手段として、テーマ型まちづくり活動があります。

これは市のまちづくりに関し、個人またはグループでテーマ型まちづくり協議会をつくり、まちづくりに関する特定のテーマ(緑の保全、歩行環境、景観形成等)を自由に決め、それについての調査・研究等を行い、市に対し、まちづくりについての提案をするというものです。

提出された提案に対し、市は見解を公表します。その際、その提案が市に必要なこと、かつ可能なことであれば市は市政に反映させることが

平成17年度も引き続き支援対象となり、平成18年3月に活動の発表会を行う予定です。

〔問い合わせ〕計画課

また、協議会は支援を受けることもできます。支援を希望する団体は募集期間中に申請をし、狛江市まちづくり委員会による公開審査を経て支援を受けます。審査はコンペ形式で、活動についての説明を行います。支援を受けることが決まった協議会は年度末に活動内容の発表会をします。

平成16年度には2団体が応募し、支援対象となりました。

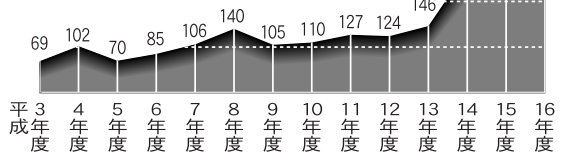
平成17年度も引き続き支援対象となり、平成18年3月に活動の発表会を行う予定です。

相談が急増しています 悪質商法にご注意ください

平成 16 年度
狛江市消費生活
相談コーナーの相
談件数は 856 件で
した。その件数は下のグ
ラフのように急増してお
り、昨年度より 47・8% も増
えています。

今回、平成 16 年度までの状況か
ら平成 17 年にできた新しい傾向な
どをご紹介しますので、悪質商法には
くれぐれもご注意ください。
〔問い合わせ〕産業生活課

相談件数の推移



不当（架空）請求の状況

平成 14 年度から発生し始めた
不当（架空）請求は、平成 16 年
度の相談件数 856 件のうち 4
27 件と約半分を占めています。
談は多少減少しています。

高齢者の被害が急増しています

平成 17 年 4 月、埼玉県富士見
市の悪質リフォーム業者が認知
症の高齢者姉妹に高額なり
フォーム工事を契約させた事件
が社会的に問題化しました。
高齢者や判断が十分にできな
い（身体・精神の障害や加齢に
よる障害など何らかの理由によ
り十分な判断ができない人）に
契約を
迫る販
売手口
が増え
ている
ことに
注意し
なけれ
ばなり
ません。
〔相談件数の推移〕市でも高齢
者の相談が増加傾向にあります。



「高齢者契約の特徴」 契約金
額が高額である 一度契約した
業者と二度三度とたびたび契約
させる「次々販売」といわれる
手口が多く見られる
20 から 50 歳代までの高齢者以
外の方も、融資保証金詐欺（融
資するとはがき等で勧誘し、保
証金等を振り込みさせる詐欺）
や多重債務の相談が目立ってい
ますので、ご注意ください。

市の取り組み

急増する相談に対応するため、
4 月から月・木曜日の相談員を
2 人に増員して拡充を図ってい
ます。

このほか、啓発事業として次
のような対策を実施しています。
「悪質商法等の情報掲示板」と
いうポスター・ちらしを掲示・
配布しています。

老人会などへの消費生活出前
講座等を実施しています。
消費生活相談の概要と事例集
をまとめた啓発冊子を産業生活
課で配布しています。

消費生活に関する啓発ビデオ
の無料貸し出しを行っています。

被害に遭わないために

消費者のトラブルは、まず消
費者自身が契約に際して慎重に
なること、うまい話に乗らない
こと、おかしい、いらないと思
つたら「お断りします」と断
ることが大事です。

左表の悪質商法一覧をよくお
読みになり、
載っている
ような場面
に遭遇した
場合には十
分に注意
ください。



■悪質商法一覧表

名 称	主な商品・サービス	主な勧誘の手口・特徴と問題点
アポイントメントセールス	アクセサリ、複合サービス会員、絵画	「抽選に当たったので景品を取りに来て」「特別モニターに選ばれた」などと有利な条件を強調して電話で呼び出し、商品やサービスを契約させる。
キャッチセールス	化粧品、美顔器、エステ、絵画、映画鑑賞券	駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、契約に応じない限り帰れない雰囲気にして、商品やサービスを売りつける。
ワンクリック詐欺・不当請求	金銭（情報料）	迷惑メールやショートメッセージメールに添付された URL（ホームページアドレス）をクリックすると突然、「登録されました」と表示され、不当な料金を請求される。バナー広告（ホームページ上の企業広告をクリックすると、自動的に広告主のサイトに入るといったもの）や無料サイトなどにアクセスして、いきなり入会したことになるケースもある。携帯電話だけでなくパソコンでも同様のことが起こる。
催眠（S F）商法	布団類、電気治療器、健康食品	「くじに当たった」「新商品を紹介する」といって人を集め、閉め切った会場で台所用品などを無料で配り、得した気分させ、異様な雰囲気の中で最後に高額な商品売りつける。
マルチ商法	健康食品、美顔器、浄水器、化粧品、ファックス	販売組織に加入し、購入した商品を知人などに売ることによって組織に勧誘し、それぞれがさらに加入者を増やすことによってマージンが入ると言う商法。勧誘時のもうけ話と違って思うように売れず、多額の借金と商品の在庫を抱えることになる。
点検商法	床下換気扇、布団、浄水器、耐震工事	点検をするといふ家に入り、「床下の土台が腐っている」「布団にダニがいる」「白アリの被害がある」などと不安をあおって新品や別の商品・サービスを契約させる。
資格商法	行政書士や旅行業取扱主任者などの資格を取得するための講座	電話で「受講すれば資格が取れる」などと執拗な勧誘をし、講座や教材を契約させる。以前の契約者に、「資格が取得できるまで契約は続ける」「契約を終わらせるための契約を」といって再度別の契約をさせる二次被害が増えている。
デート商法	アクセサリ、絵画	出会い系サイトや電話、メールを使って出会いの機会をつくり、デートを装って契約させる商法。異性間の感情を利用し、断りにくい状況で商品を勧誘する。契約後は行方をくらますケースが多い。

被害に遭ってしまったら

■クリーニング・オフ制度
訪問販売・電話勧誘等、不意打ちで必要のない契約をしてしまったなどの場合に、一定の条件のもとで消費者から一方的に契約を解除できる制度です。

条件

- ① 営業所以外の場所での取引引きであること
- ② 法令で指定されている商品・サービスであること
- ③ 契約金額 3,000 円以上であること

エステティック・語学教室・家庭教師・学習塾・結婚情報サービス・パソコン教室等の場合は自ら出向いて契約してもクリーニング・オフできます。

注意事項と効果

- ① 簡易書留で左のクリーニング・オフ記載例のように書いて通知しましょう（必ずコピーをとっておきましょう）。
- ② すでに支払った代金があれば業者から返金してもらうことが可能です。
- ③ 受け取った商品は業者の負担で引き取るよう請求することが可能です。
- ④ クリーニング・オフ妨害があった時、平成 16 年 11 月の法改正により、8 日を過ぎてもクリーニング・オフができるようになります。

クリーニング・オフ記載例

☆☆市〇〇町
◎丁目★番◇号
□□株式会社
代表取締役
●●●●様

〔表 面〕

私は、年 月 日貴社のセールスマン A 氏と下記契約をしましたが、この契約を解除させていただきます。
商品名・役務名 〇〇〇〇
代 金 〇〇〇円
なお、すでに支払った金 〇〇〇円を直ちに返金してください。私が保管している商品は貴社の負担でお引き取りください。
年 月 日
☆☆市××町◆丁目〇〇番◇号
氏名 〇〇 〇〇

〔裏 面〕

■市の消費生活相談
〔日時〕毎週月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後 4 時まで（受け付けは 3 時まで）
〔会場〕産業生活課内消費生活相談コーナー
〔受け付け〕産業生活課
〔電話相談〕内線 2229
■脅迫的なものは調布警察署へ（連絡先）調布警察署生活安全課 0424（88）0110
■架空請求専門相談
〔東京都消費生活総合センター〕毎週月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで
〔3235〕2400
〔警視庁総合相談センター〕毎週月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
〔3501〕0110
■その他の相談窓口
〔東京都消費生活総合センター〕毎週月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 4 時まで
〔3235〕1155
〔社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS ウィークエンドテレホン・土・日曜日の正午から午後 5 時まで
〔5729〕3711
〔社）全国消費生活相談員協会 週末電話相談・土・日曜日の午前 10 時から午後 4 時まで
〔348〕1409